

北海道科学大学薬学部履修規程

(規程の制定及び運用)

第1条 この規程は、学則第21条の規定により、これを定める。

(適用)

第2条 履修に関し、学則に規定のあるほかはすべてこの規程を適用する。

2 履修に関し、学則及び本規程に定めのない事項については、すべて教授会において審議し、学長が決定する。

(学期)

第3条 学則第8条に規定する学期を、更に二期に分ける。

(1) 前期、第一期・第二期に分ける

(2) 後期、第三期・第四期に分ける

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、本学学則第11条別表の教育課程表により、必修科目、選択科目とする。授業形態によって講義、演習、実習に分けて取扱う。

2 必修科目は、当該年次、学期に開講されるすべての科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、当該年次、学期に開講される科目の中から選択して履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

4 授業科目を履修するためには、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

5 各学年次学期において、履修登録上限単位数は20単位とする。ただし、2年次後期、4年次前期は22単位とする。また、自由科目の単位数は履修登録上限単位数に含めない。なお、開講期が複数学期におよぶ科目については、単位数をその学期数で除する。

ただし、第9条に定める GPA-T が以下に示す基準の者については、所定の手続により、指定された期日までに願出することで上限単位数を超えて履修登録をすることができる。

GPA-T	内容	要件
3.20～ 3.49	別に定める副専攻プログラムに指定する科目から上限単位数を超えて履修登録をすることができる。	副専攻プログラムを履修している者に限る。
3.50～ 4.00	上限単位数を超えて履修登録をすることができる。	

6 履修登録した授業科目を、当該年次に変更することはできない。

7 第14条の定めにより進級した者で、下級学年次配当科目に未修得科目がある者は、未修得科目を再履修し、所定の手続により指定された期日までに履修登録をしなければならない。

8 別に定める転学部・転学科規程に基づき転学部の意思表示を行った者又は別に定める副

専攻プログラムを履修している者に限り、所定の他学部配当科目の履修を認めることがある。

- 9 学則第18条に基づき他の大学又は短期大学において授業科目の履修を希望する者は、指定された期日までに所定の手続きをし、許可を得なければならない。なお、対象学年は2年次以上とし、履修することができる科目は、受け入れ先大学の指定する科目で、本学が開設する授業科目と同一の名称又は内容が著しく重複しない科目に限るものとする。ただし、履修希望科目の配当年次が当該学生の在籍年次を超える場合は、履修を認めない。
- 10 前2項により履修し修得した単位及び自由科目は、進級・卒業要件単位数に算入しない。

(授業の出席)

- 第5条** 全ての授業科目について、開講時数の全てに出席することを基本とし、病気、その他の理由がある場合の出席しなければならない時数は、講義、演習は、開講時数の3分の2以上、実習は開講時数の5分の4以上とする。
- 2 「実務実習」については、前項の規定は適用しない。
- 3 学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止の措置を受けた期間に係る授業については、時期を指定して代替の授業を実施する。

(特別欠席)

- 第6条** 次の各号に該当する事由により授業を欠席し所定の手続きを経て許可された場合は、当該授業は出席として取り扱う。更に、欠席した授業について代替の授業を実施することがある。
- (1) 一親等の親族、姻族又は配偶者の場合、死亡した日又は葬儀の日から連続した7日以内
 二親等の親族、姻族の場合、死亡した日又は葬儀の日から連続した5日以内
 三親等の親族、姻族の場合、死亡した日又は葬儀の日から連続した2日以内
- (2) その他、教授会で認めた事由

(成績評価の条件及び単位授与)

- 第7条** 授業科目の成績評価を受けるには、当該科目について、次の各号が満たされていないなければならない。
- (1) 第5条第1項に定める出席基準
- (2) 講義及び演習については、原則として第10条第1項各号に定める試験を受験済みであること
- (3) 科目担当教員の指示事項を実行していること
- 2 授業科目の成績評価及び単位授与は、科目担当教員が行い、学生への発表日をもって確定する。
- 3 第1項第1号及び第3号の要件を満たさないときは、当該科目は失格とする。

(成績評価の区分と成績指数)

第8条 授業科目の成績評価の区分と成績指数は、次のとおりとする。

得点率(%)	評価区分	成績指数
90~100	S (秀)	4

80～ 89	A (優)	3
70～ 79	B (良)	2
60～ 69	C (可)	1
0～ 59	D (不可)	0

2 失格の場合は、Xとする。

(GPA)

第9条 成績評価指数の算出は以下のとおりとする。

1 種類

- (1) 当該学期での学修結果に対する GPA-S (=GPA for Semester)
- (2) 当該学期までの学修結果に対する GPA-T (=GPA for Terms)

2 算出式

GPA算出対象科目は履修登録した科目である。ただし、自由科目、第4条第8項及び第9項により履修した科目並びに単位認定された科目は除く。

$$\text{GPA} = \frac{\text{科目の(単位数} \times \text{GP)の総和}}{\text{履修登録し、評価を受けた科目の総単位数}}$$

(試験)

第10条 試験の種類は、次の各号とする。

- (1) 定期試験とは各科目終講後に行う試験をいう。
 - (2) 臨時試験とは各科目の開講期間中に、科目担当教員が必要に応じて行う試験をいう。
 - (3) 追試験とは定期試験を欠席した者に対し行う試験をいう。
 - (4) 再試験とは、定期試験又は追試験終了時の成績評価がDとなった者のうち、一定以上の成績を収めた者に対し当該年度内に行う試験をいう。
- 2 前項第3号と第4号に定める試験を受験する者は、所定の手続きをしなければならない。
 - 3 第1項各号に定める試験は、第1項第2号に定める試験を除きあらかじめ日を定めて行う。
 - 4 第1項各号に定める試験は、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

(不正行為)

第10条の2 試験に際し、不正行為があった場合は、当該科目を失格とする。

2 前項の不正行為者に対する処分は、学則第64条を適用する。

(定期試験の成績評価)

第11条 定期試験終了時の成績評価は、第8条第1項に定める評価区分に従い行う。

2 定期試験を欠席した者の成績評価はDとする。

(追試験及びその成績評価)

第12条 第10条第1項第1号に定める試験を欠席した者で追試験を希望する者は、指定された期日までに、欠席理由を証明する書類を添え、「追試験願」を提出しなければならない。

い。

- 2 前項に定める追試験願を提出したときは、審査の上、受験を許可する。なお、追試験願の提出がない時又は追試験が許可されなかったときは追試験を行わない。
- 3 追試験の許可基準は次の各号に該当する事由とする。
 - (1) 第6条に定める特別欠席によるもの
 - (2) 学校保健安全法施行規則第19条の出席停止によるもの
 - (3) 交通機関の遅延
 - (4) 天災事変その他やむを得ない事由によるもの
- 4 追試験が許可されたときは、指定された期日に、追試験を受けなければならない。
- 5 追試験終了時の成績評価は、前条の定めを適用する。

(再試験及びその成績評価)

第13条 再試験終了時における成績の評価は、C又はDとする。

- 2 実習の成績再評価は行わない。
- 3 卒業延期となった者が、6年前期に再履修する「総合演習Ⅴ」は再試験を行わない。

(進級基準)

第14条 進級審査時において、次の項目を全て満たす場合には進級とする。

- (1) 必修科目に失格科目がないこと。
 - (2) 2年次においては「総合演習Ⅰ」、3年次においては「総合演習Ⅱ」、4年次においては「総合演習Ⅲ」の単位を修得済みであること。
 - (3) 4年次においては、薬学共用試験に合格していること。
 - (4) 必修科目のうち実習を除く未修得単位数の合計が、5単位以下であること。ただし、2年次においては1年次、3年次においては2年次、4年次においては3年次の配当科目に未修得単位がないこと。
 - (5) 必修科目のうち実習の単位が修得済みであること。
 - (6) 選択科目においては、1年次のHUSスタンダード科目と薬学関連科目から4単位以上、3年次の薬学関連科目から1単位以上の評価がなされていること。
- 2 進級の判定は後期末の適切な時期の教授会にて行う。なお、休学中の者も判定対象に含めるものとする。

(原級留年)

第15条 第14条に定める要件を満たすことのできない者は、原級留年とする。

(留年者の履修方法)

第16条 前条の定めにより原級留年となった者は、当該年次の必修科目の未修得科目を再履修しなければならない。

- 2 選択科目については、未修得科目以外も履修することができる。

(GPAによる指導)

第17条 GPAによる指導、注意警告、退学勧告を以下のとおり行う。

- (1) GPA-Sが1.30未満の者は、クラス担任により学生本人に対して指導を行い、PF個別面談などの機会に修学状況を確認する。

- (2) 2学期連続して GPA-S が 1.30 未満の者は、学業成績を保護者に郵送する際に注意書（学部長名）を同封する。クラス担任により学生本人及び保護者に対して注意喚起、指導を行い、PF 個別面談、父母懇談会などの機会に注意を喚起し、修学状況を確認する。
- (3) 3学期連続して GPA-S が 1.30 未満の者は、学業成績を保護者に郵送する際に警告書（学部長名）を同封する。クラス担任により学生本人及び保護者に対して警告、指導を行い、PF 個別面談、父母懇談会などの機会に注意を喚起し、修学状況を確認する。
- (4) 同一学年次に2回原級留年となった者又は4学期連続して GPA-S が 1.30 未満の者は、退学勧告を行う。

（卒業基準）

第18条 6年次修了時において、学則第15条に規定する卒業に必要な単位数を満たした者は、卒業とする。

2 卒業の判定は各学期末の適切な時期の教授会にて行う。

3 6年次修了時において第1項の基準を満たすことのできない者は、卒業延期とする。

（復学者の履修方法）

第19条 学則第33条の規定により復学した者は、第16条の定めを適用する。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第4条第5項、第15条第3項、第16条及び第22条は、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。ただし、第4条第5項は、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。